

平成25年度 福井県公共事業等評価委員会 開催結果 概要

1 日 時 平成25年12月7日(土) 13:00～16:30

2 場 所 福井県庁 中会議室

3 出席者

(1) 委員 10名のうち5名出席

会 長 福原 輝幸 福井大学工学部建築建設工学科教授

会長代行 宮崎 和彦 福井商工会議所常務理事

委 員 桑原 美香 福井県立大学経済学部准教授

鈴木 綾子 産婦人科鈴木クリニック副院長

瀬尾 佳彦 敦賀美方農業協同組合常務理事

(2) 事務局 (農林水産部) 白崎技幹、伊藤農村振興課農地保全室長、
岩佐森づくり課参事(森林保全)

(土 木 部) 浦技幹、竹内技幹(防災・特定事業)、宮下道路保全課長、
稲葉河川課長、沢崎砂防防災課長、杉原港湾空港課長

(総 務 部) 橋財務企画課長、児玉参事(予算編成)

4 議事概要

(1) 開会

(2) あいさつ

(3) 再評価対象事業の概要説明、審議

(資料：再評価対象事業一覧表、再評価調書ほか)

【農林水産部評価対象事業】

(会 長) 農林水産部の再評価対象事業について説明を求める。

No.1 経営体育成基盤整備事業(本堂地区)

No.4 経営体育成基盤整備事業(川西中部地区)

(事務局から農林水産部No.1、No.4の事業内容を説明)

(委 員) 川西中部地区の農地集積図において、着色と無色との違いは何か。

(事 務 局) 着色した部分は、担い手による経営農地を示している。現状は集積率71.4%
であるが、当事業実施を契機に「広域受託組織メガファームうずら」が設立されて
おり、将来的には当組織が一体的に営農を行う予定である。

また、無色の部分は、個人による経営農地を示している。個別経営がいるのは、
例えば、農業機械がまだ使用できるという理由で営農を行っているものである。将
来的には、集落の垣根を越えた1農場1組織の実現を目指しており、事業を完了す
る平成28年度までには、農地集積率85%を目標に取り組んでいく。

- (委員) 事業実施により、平均区画面積はどれぐらいになるのか。
- (事務局) 川西中部地区は2.5ヘクタール、本堂地区は標準区画の1ヘクタールである。
- (委員) 耕地利用率とは何か。
- (事務局) 耕地利用率とは、1枚の田んぼにおける営農回数を示したものであり、例えば、耕地利用率100%であれば、水稻や麦を一作栽培して終わりという状況である。それに対し、事業を実施することで乾田化、つまり転作が可能となり、例えば、2割の農地で麦+大豆を行う場合は、耕地利用率が120%となる。
- 当地区においては、麦に加えて大豆、そば、ブロッコリー等の園芸作物を栽培する予定であり、このような園芸を推進することで、耕地利用率は向上していく。
- (委員) 維持管理経費には、何が含まれているのか。
- (事務局) 川西中部については、用排水路、農道、ポンプ場1箇所の維持管理に要する経費を含んでいる。
- (会長) 農業機械の大型化によって、労働時間や維持管理費が減っても、農業機械を導入するための初期コストを要してしまうが、営農経費はいくらか。
- (事務局) 主食用米の1俵当たりの販売価格は約1万5千円であり、10アール当たりの収穫量は約8.5俵であるため、約13万5千円の販売収入がある。収入に対して、自分の労働費を除いた経営費は10アール当たり約8万8千円を要するため、その差が自家労働および所得になる。また、約8万8千円の半分が機械の減価償却相当分であり、コンバインで約5年、トラクターで約8年という減価償却年数になる。以上のことから、大区画化した水田で効率的に営農を行えば、減価償却相当分は十分に対応できると考える。
- (会長) 今後の説明においては、営農経費等の必要な費用についても、説明用資料に数値をいれていただきたい。
- 川西中部地区の全体事業費は約4億円の増額ということであり、その理由として、客土工が必要ということだが、なぜ、余分に土が必要なのか、また、その土は何処から持ってくるのか。
- (事務局) 山際の区域は超軟弱地盤であり、通常の盛土では直ぐに沈下してしまうため、計画田面高よりも2~3mの先行盛土が必要であり、その盛土に4億3千万円を要する。その盛土材については、福井港湾の浚渫砂を使用することで、コスト縮減に努めている。なお、福井港湾の浚渫砂は選りすぐって使用しているため、塩分濃度等の支障はない。
- (委員) 地主の10アール当たりの自己負担額はいくらか。
- (事務局) 川西中部地区については、10アール当たり11万円であり、本堂地区については、10アール当たり8万円である。
- (会長) 両地区においては、今後2年間で事業を終わらせるということであり、営農改善に向けた数値目標を達成するような形で、今後も事業を進めていただきたい。この経営体育成基盤整備事業(ほ場)については、「継続」との評価でよろしいか。
- (委員) 異議なし。

No. 2 林道事業（劔ヶ岳線）

No. 3 林道事業（大野・池田線）

（事務局から農林水産部No. 2、No. 3の事業内容を説明）

（委員）基幹林道はきれいに整備されているが、作業道は法面の土砂が流れ出すような状況であるため、改善してほしい。

（事務局）作業道については、開設単価を抑えながら進めていたため、土砂が流出しやすい状況であったが、最近では、現地発生木材等を使いながら法面を強化し、簡単に法面が崩壊しないような工法を実施している。

（委員）今後、林道が完成して木材生産コストを抑えることができるようになると、木材利用の促進は顕著に進むのか。

（事務局）需要と供給の双方が伸びないと木材利用は進まない。現在、県内には木材を使用する工場がどんどんできており、需要は着実に伸びているが、林道の整備が進まないと、木材生産も活発化せず、その需要を満たす供給ができなくなる。

（委員）林道事業とは、私有林の中に公共のお金を投資し、木を伐ることができるようにする事業なのか。

（事務局）森林には、水源のかん養や環境の保全など、多くの機能があり、私有林も含めた森林全体が公共の財産であるとの考えから、林道事業が成り立っている。

（会長）劔ヶ岳線について、事業期間を4年間延長する理由は何か。

（事務局）新たな工区展開のために予定していた搬入路開設について、地形等の問題によって計画変更を余儀なくされ、事業進捗に遅れが生じている。今後も早期完成のために搬入路計画を進めていくが、現時点では未定であるため、最長で平成30年度までの事業期間を見込んでいる。

（会長）林道を整備することで生産能力が上がるということだが、供給に対する需要は追いついているのか。一例を出して説明してほしい。

（事務局）例えば、県内のファーストウッド株式会社という集成材工場では、最大利用能力約96,000m³に対して、県産材の利用は約13,000m³に留まっている。林道ができることで供給量が増えるだけでなく、生産価格も安くなることから、県産材の利用量が拡大していくものと考えている。

（会長）データがあるのであれば、市場規模がどれくらいあり、それに対する現時点での供給はどれくらいだという説明をしてもらえると分かりやすい。今後の説明においては、以上の点を改善してほしい。

それでは、市場規模も十分にあることを確認できたので、早期完成を目指して事業効果を発現させていただきたい。この林道事業については、「継続」との評価でよろしいか。

（委員）異議なし

【土木部評価対象事業】

(会 長) 続いて、土木部の再評価対象事業について説明を求める。

No. 1 交通安全施設等整備事業（主要地方道 武生米ノ線）

(事務局から土木部No. 1 の事業内容を説明)

(委 員) 歩道は片側だけの整備なのか。

(事 務 局) まずは片側だけである。反対側については整備後、状況を見てからになる。

(委 員) 自転車も歩道を通るようになるのか。

(事 務 局) 万葉中学の生徒が今現在も自転車で通学しているので、歩道ができてからも通ることになる。

(会 長) 水路を埋めた箇所は、現在境界ブロックが入っていないが、将来的には入れることになるのか。

(事 務 局) 用地買収が全て済んだ後に入れる。

(会 長) 車道も拡幅することなので、車はスピードを出すようになる。歩道を分離させることが重要だと思う。

(会 長) 交通安全施設等整備事業は「継続」との評価でよろしいか。

(委 員) 異議なし

No. 2 通常砂防事業（赤谷川）

No. 3 通常砂防事業（破風川）

No. 4 急傾斜地崩壊対策事業（計石地区）

(事務局から土木部No. 2～4 の事業内容を説明)

(会 長) 破風川の全体事業費の変更は溪流内の崩壊土砂量が増えたことが理由ということだが、これは大体いつ頃分かったのか。

(事 務 局) 平成23年5月に200mmを超える豪雨があり、それが主な原因と考えられる。調査で判明したのは平成24年度である。

(会 長) 崩壊土砂を止めるためには堰堤規模を大きくせざるを得ないということか。

(事 務 局) そのとおりである。

(会 長) 赤谷川の事業期間の延長理由に地図混乱地の解消に2年、堰堤規模・構造の変更に1年とあり合計3年とあるが、同時並行に実施出来ることもあると思うので単純に2+1=3年の延長とはならないのではないか。工事のプロセスによって変わってくると思われるのでその辺りを説明していただきたい。

(事 務 局) 資料については分かり易くするために2+1=3年としているが、単純に2+1=3年という意味ではない。事業効果を早く発現することが土砂災害防止上、非常に重要になるため、今後は事業期間の短縮に努めていきたい。当該箇所については、通常必要な足場や脱型などが必要ない残存型枠の利用などで工期短縮を図り、早期事業完了に向けて努力していく。また、今後については事業実施前に法務局・地元聞取りなどを行い地図混乱地の有無を事前に把握し工期に遅れが生じないようにしていきたいと考えている。

- (会 長) 今後は地図混乱地などが事業期間の延長理由にならないようにしてもらいたい。
- (委 員) 計石地区の構造物は全て同じ工法でやるのか。斜面と家との間に余裕がある場所もあると思うが。
- (事 務 局) 基本的に待ち受け擁壁で計画しており、斜面から落ちてくるものを擁壁とその上の落石防護柵で受け止め、それによって人家への被害を防止するものである。全て斜面際に設置していて、家のすぐ背面に設置してある箇所もあれば、最大で2 m程度家から離れている箇所もある。
- (会 長) 落石防護柵は斜面上にはないのか。
- (事 務 局) 斜面上にはなく擁壁の上のみである。
- (委 員) 福井県が公共事業として採択する場合の根拠は。
- (事 務 局) 公共事業で行う場合、急傾斜事業については人家が10戸以上連坦しており公共性があることが基本要件になる。急傾斜地の下に1, 2戸の人家がある箇所も見られるがそういった個所は公共事業からは外れる。
- (委 員) 砂防事業も同じか。
- (事 務 局) 砂防事業については人家は同様だが、それに加えて重要な公共施設（道路、避難路、避難所等）の有無が基本要件になる。
- (委 員) 何年か前にハザードマップを作成したと思うが、今回の急傾斜対策とどう連携していくのか。
- (事 務 局) ハザードマップは住民の皆様様に配布し、土砂災害の危険箇所（土砂災害の前兆現象）などを周知し避難する上での基礎資料としていただくものである。全ての箇所について急傾斜対策事業（ハード整備）を行えるわけではないため、併せてソフト対策の一環としてハザードマップを作成し避難体制の整備に繋がっているところである。福井県においては、ハード対策とソフト対策両面で土砂災害から県民の生命・財産を守るための対策を進めており、17市町全てにおいてハザードマップを配布している。
- (委 員) 急傾斜地の近くには人家などは建てられないようにしており、今後はこのような対策を必要とする箇所は少なくなっていくはずなのでその説明もしてほしい。
- (事 務 局) 土砂法という法律に基づいて土砂災害警戒区域ならびに土砂災害特別警戒区域を指定しており、土砂災害特別警戒区域内は斜面が崩れると建物などが壊れる恐れがあり、建築規制などを行っている。危険性の高い箇所においては極力家の建築を避けるように指導しているところである。
- (事 務 局) 土地所有者には、土砂災害特別警戒区域内において家などを建てない、もしくは土砂災害対策の防護工をしっかりとっていただく、または建物の構造自体を強いものにしてもらっている。集落単位で説明をさせていただいており、土砂災害特別警戒区域については構造規制などがかかることから地元同意が得られた地区から指定を進めているところである。
- (事 務 局) 福井県においては土砂災害警戒区域については、調査した全箇所の11,660箇所の指定が完了している。
- (委 員) 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内に老人ホームが多いように思うが。

(事務局) 福井県内においては、危険な斜面下にある老人ホームなどの災害時要援護者施設は160箇所程度あり、避難マニュアルの策定や避難訓練の実施などの指導をしている。現在までに約半数の施設で避難訓練を実施しているところである。

(会長) 土砂災害については土木部だけでなく農林部も関連してくる。崩壊の状況などの情報について農林部との情報交換はどのようにしているのか。

(事務局) 農林部を含めた関連部局で土砂災害予防対策連絡協議会を設けており、年2回(6月と秋頃)関連部局で合同パトロールを実施しており、その中で情報交換を行い縦割りではなく部局を越えた連携は出来ている。先日の台風18号においても土木部と農林部が連携し対策を実施した事例もある。

(会長) そういった部局を越えた情報共有も大切であるため、今後もしっかりと連携をとっていただいて土砂災害対策を実施していただきたい。

(会長) 砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業は「継続」との評価でよろしいか。

(委員) 異議なし

No. 5 基幹河川改修事業(荒川)

No. 6 基幹河川改修事業(一乗谷川)

No. 7 基幹河川改修事業(江端川)

No. 8 基幹河川改修事業(底喰川)

No. 9 基幹河川改修事業(竹田川)

No. 10 基幹河川改修事業(兵庫川)

No. 11 基幹河川改修事業(吉野瀬川)

No. 12 基幹河川改修事業(井の口川)

No. 13 総合流域防災事業(多田川)

(事務局から土木部No.5~13の事業内容を説明)

(委員) 治水安全度について、荒川では1/80を1/30に見直すとのことだが、評価調書においては、治水安全度を1/2から1/30に高めるとあるがどのような内容か。

(事務局) 治水安全度に1/2とあるのは、現在の川の安全度を評価するとおおむね2年に1度の雨に対応すること能力を有しているということである。

現在の1/2を、1/30まで上げようとするもの。

もともとは1/80まで上げようとしていたものを、当面1/30で整備するもの。

(委員) 整備区間は短くするのか。吉野瀬川だと整備区間を短くするとあるが。

(事務局) 整備区間の変更はない。1/80の整備を、当面の整備として1/30で行うことで、コストの縮減を図っていこうとするもの。1/80の計画時の放水路を今回落として、整備の内容を見直している。

(委員) 完成予定年度をみると70年ほどかかるようで、そうすると1/80が来るかもしれない。

(事務局) どの程度までやっていくのがよいのかを考え併せて、底喰川は1/10をターゲットとするなど、バランスを見ながら河川整備を進めていきたい。

(会長) 治水安全度で1/5から1/10とは、平たく言うと5年に1回降る雨と10年に1回降る雨では10年に1回降る雨のほうがいっぱい降るわけで、1/80にして進めていけばいいのではとのことだが、お金と期間がかかるということで、小規模に早めに安全性のレベルを上げていく、ステップバイステップで進めていこうということか。

(事務局) 完成形で進めていくのではなく、少しずつ安全度を上げていくということ。

(委員) 吉野瀬川における産業廃棄物の処理は、公共事業費で払わなければいけないのか。

(事務局) 買収済み用地で、事業者の責任ということで、公共事業で実施している。

(事務局) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の出来る以前のことで、土地の所有者で事業をするものが処理をすることとなった。一般廃棄物の処分のほうは越前市で受入れの対応をしている。特別管理産業廃棄物の処分に費用を要した。

(委員) 費用はどの程度かかったのか。

(事務局) 二十数億である。

(事務局) 特別管理産業廃棄物の処理が、一般廃棄物に比べ割高となった。

(会長) 一乗谷川の護岸だが、きれいになっているのだが費用的にはどうなっているのか。

(事務局) 現場発生材も用いているが、通常のコンクリート護岸より割高になっている。名勝地ということで、こういう整備をしている。

(会長) 竹田川と兵庫川との合流部分の接続について関係を確認したい。

(事務局) 全体図において合流関係を示しており、ポンチ絵にも位置関係を示しているように、竹田川の新栄橋上流に兵庫川が合流する。

(会長) ポンチ絵をみると2つの河川の接続が悪く見える。兵庫川が竹田川の流れを遮っているように見える。平行に入らないと流れが遮られる。

(事務局) ポンチ絵の描き方が良くなかった。

(会長) 分かった。

(会長) 河川事業は「継続」との評価でよろしいか。

(委員) 異議なし

No. 1 4 海岸環境整備事業（敦賀港海岸）

No. 1 5 海岸侵食対策事業（浜住海岸）

（事務局から土木部No. 1 4、1 5の事業内容を説明）

(委員) 砂浜の侵食について、自然現象として侵食されているのか。あるいは、近くの海岸にある人工的な建造物による海水の流れによる影響で、侵食が進んでいるのか。

(事務局) 構造物を造ると影響が出るというのはよく言われている。港を造って防波堤を造ると、波の流れや砂の流れが変わるということは、これまでも言われている。しかしその一方で、石川県の千里浜などは近辺で工事等を行っていないにも関わらず侵食している。地球温暖化の影響を含め、風方や波向の少しの変化によって、砂の侵食・堆積箇所が変化する可能性があり、施設を造ったことと海岸侵食の因果関係をはっきり示すことは困難である。

- (委員) 別の海岸に影響が出る可能性があるということか。
- (事務局) 絶対には言いきれない。
- (委員) 砂浜が侵食・堆積する可能性があるのであれば、因果関係が示された場合は、今後必要となる維持管理費用の中に砂浜の侵食・堆積に対する費用が加わってくるということか。
- (事務局) 砂浜の管理手法として、堆積している砂を元の場所に戻す「サンドリサイクル」という考え方がある。
- (事務局) 海の中の砂の動きはわかりにくい。海流や離岸流などが複雑に重なり、砂は移動しており、砂の絶対量は変わらないが、削られてたりその横についたりする。
- 先ほど説明したとおり、人工構造物を造ることの影響が全くないとは言えない。構造物によって波の速度が変化し、波のスピードが遅いところで砂を落とし、速いところで砂を持っていくといった動きをするので、何らかの影響が出てくる。
- また、自然のまま手をかけずにいるとどうなるかということもわかっておらず、手を加えたことによる影響がどれだけかが示されないのが現状である。
- 砂浜の保全については、昨年度に調査を行った結果、溜まっている砂を足りないところに持っていくなど、砂の帳尻合わせを継続的に行う必要があることが報告された。
- (会長) 非常に難しい。海浜変形や漂砂のシミュレーション等は、外部の気象条件で大きく変わるため、長期的に予測するのは難しいというのが現状。
- (委員) この事業を行わなかった場合の影響として住民の方のリスクが出てくると思うが、先程の案件と同じように海沿いの居住に関する制限とか、建物の強化といった規制は行わないのか。
- (事務局) 海岸のところで、居住を禁止するなどといったものは今のところない。
- (事務局) 津波については、ここは住まないとか、危険な場所については住まないようにしましょうという津波防災地域づくりに関する法律ができた。
- (委員) 規制の範囲は、どのように判断しているのか。
- (事務局) 日本海の能登半島から九州までの間の津波の計算については、法令上で一元的に国の方で、地震の大きさとか場所を決めて、それで津波のシミュレーションを行う。場所によって津波の高さが変わるので、それぞれの場所の結果をもとに、津波防災地域づくりに関する法律の規制が入ってくる形になる。実は波源がまだきちんと出ていない。危機対策・防災課の方で一昨年にシミュレーションを実施し、津波の高さは出た。津波の高さは場所によって違う。岬などの突起物があるとそこだけ急に高くなる。平らなところは2 m程度、高いところは5 m程度あり、それが正しいかどうかは国が出すものと照合し、隣の県の境界付近と照合して津波防災地域づくりに関する法律の中でも使っていくことになれば、そういった規制もあり得ると考える。岬のところでは7 m、8 mと回折波の関係で極端に高いので、1つ1つ見ていくしかないというのが実情である。通常の波浪の場合は居住の規制はない。
- (会長) 赤崎のところで質問がある。今回の計画変更ということで地元の方の同意はどうなっているのか。

(事務局) 平成23年度末頃から地元の説明をしている。24年度末にも説明をしている。
ただ正直なところ、あらかた皆様の同意を得ているが、完全に同意を得たという状況には至っていない。ただ、説明したときにも、このままでは中止になる可能性があるということはある。

(会長) 海岸事業は「継続」との評価でよろしいか。

(委員) 異議なし

【総括】

(会長) 農林水産部の審議でも出たことであるが、事業を実施することによって、これだけの生産能力が上がるとか、需要がきっちり追っかけられる(増加する)かどうかということについて、次回からは説明していただきたい。

特に土木部の方だが、事業(期間)延長ということについて、安易に5年、10年延ばすという形に聞こえる。

次回からは、事業(期間)の延長については、前回は予想通りの事業(期間)の延長であったかどうか、予定しているような形で事業ができているのかどうかということ、評価の中に入れて報告してほしい。

用地買収というところが引っかかっていると思うので、用地の買収率とその今後の見通しについて、方法はお任せするが、大まかに自己評価という形をしていただいて、何年長くなる、短くなるという話をしてほしい。

本日の19事業はすべて「継続」ということとなった。

(4) 閉会